



三重県公報

令和4年2月8日 (火)
 第 284 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
54	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
55	特定第1号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	2
56	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(同)	2
57	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
58	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	4
59	同伴	(同)	5
60	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	6
公 安 委 告 示			
1	警備員等検定の実施	(公安委員会)	6
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	9
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税務企画課)	9

告 示

三重県告示第 54 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 2 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470303666	訪問介護しましま	三重県鈴鹿市野町中 2-22-12	有限会社安寿	令和 4 年 2 月 1 日	訪問介護
2470704103	笑顔の街訪問介護ステーション	三重県松阪市久保町 1925	医療法人医王寺会	令和 4 年 2 月 1 日	訪問介護
2472901889	訪問介護オオタ	三重県志摩市志摩町御座 1150 番地 1	株式会社太田物産	令和 4 年 2 月 1 日	訪問介護

三重県告示第 55 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 1 項の規定による特定第 1 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 4 年 2 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
あわび 国崎加入区	三重共第 50 号共同漁業権漁場の区域

三重県告示第 56 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 4 年 2 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

区 域	区 分
下箕田区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田の地区)	機船船びき網漁業(合計総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。)
下箕田・白子区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田及び白子の地区)	機船船びき網漁業(合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。)

三重県告示第 57 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 2 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 一号館小牧店

四日市市小牧町字栗林 2751 番地 21

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 9 月 28 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,651 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	68 台	縦覧による

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	47 台	縦覧による

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	40.0 m ²	縦覧による

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	7.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.4 m ³	
合計	16.9 m ³	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社一号館	午前 9 時	午後 9 時 30 分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	3 箇所	縦覧による

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

- 7 届出の日

令和 4 年 1 月 27 日

- 8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 2 月 8 日から同年 6 月 8 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 58 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 2 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

AOKI 四日市生桑店・三洋堂書店四日市生桑店
四日市市生桑町字榎下 201 番 1 外 4 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

NO.	氏名又は名称	住所	代表者氏名
1	株式会社AOKIホールディングス	東京都港区北青山三丁目5番30号	青木 拓憲
2	株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長徳区新開町18番22号	加藤 和裕

(変更後)

NO.	氏名又は名称	住所	代表者氏名
1	株式会社AOKIホールディングス	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号	青木 彰宏
2	株式会社三洋堂ホールディングス	愛知県名古屋市長徳区新開町18番22号	加藤 和裕

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

NO.	氏名又は名称	住所	代表者氏名
1	株式会社AOKIホールディングス	東京都港区北青山三丁目5番30号	青木 拓憲
2	株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長徳区新開町18番22号	加藤 和裕

(変更後)

NO.	氏名又は名称	住所	代表者氏名
1	株式会社AOKIホールディングス	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号	青木 彰宏
2	株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長徳区新開町18番22号	加藤 和裕

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐 車 場	収容台数	位 置
駐車場	114 台	縦覧による

(変更後)

駐 車 場	収容台数	位 置
駐車場	104 台	縦覧による

イ 駐輪場の収容台数及び位置

(変更前)

駐 輪 場	収容台数	位 置
駐輪場 1	20 台	縦覧による

駐輪場 2	22 台	縦覧による
駐輪場 3	26 台	縦覧による
合 計	68 台	

(変更後)

駐 輪 場	収容台数	位 置
駐輪場 1	20 台	縦覧による
駐輪場 2	20 台	縦覧による
駐輪場 3	10 台	縦覧による
駐輪場 4	18 台	縦覧による
合 計	68 台	

3 変更年月日

- 2 の(1)及び(2)のNO.1 住所 平成 31 年 1 月 1 日
- 2 の(1)及び(2)のNO.1 代表者 平成 22 年 6 月 25 日
- 2 の(1)のNO.2 平成 24 年 4 月 2 日
- 2 の(3) 令和 4 年 9 月 29 日

4 変更理由

- 2 の(1)及び(2)のNO.1 住所 本社移転のため
- 2 の(1)及び(2)のNO.1 代表者 代表者変更のため
- 2 の(1)NO.2 名称変更のため
- 2 の(3) 現在の利用状況に即したものとするため

5 届出の日

令和 4 年 1 月 28 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 2 月 8 日から同年 6 月 8 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 59 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 2 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT 志摩店
志摩市磯部町穴川字土橋 1175-1 ほか 55 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社 PLANT	午前 9 時（年間 30 日：午前 7 時）	午後 10 時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社PLANT	午前7時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場1及び2	午前8時30分～午後10時30分 (年間30日：午前6時30分～午後10時30分)

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場1及び2	午前6時30分～午後10時30分

3 変更年月日

令和4年3月1日

4 変更理由

当店舗に対して営業時刻の柔軟な運用を求める声が寄せられていることを背景として、営業時間の繰上げを行うため

5 届出の日

令和4年1月31日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年2月8日から同年6月8日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第60号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和4年2月8日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社三十三銀行	千里ヶ丘支店	津市河芸町千里ヶ丘40番地の17	津市河芸町東千里136番町の1（千里支店内）	令和4年2月14日
	松阪マーム支店	松阪市船江町1392番地の27	松阪市川井町772番地の5（川井町支店内）	令和4年2月21日

公安委告示

三重県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施しますので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）第7条の規定により告示します。

令和4年2月8日

三重県公安委員会委員長 種橋潤治

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る1級及び2級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の1級及び2級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務1級	令和4年5月25日（水）午前9時から午前10時30分まで	計15人
雑踏警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級	平成4年5月25日（水）午前11時から午後0時30分まで	計15人
貴重品運搬警備業務2級		

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
雑踏警備業務1級	令和4年6月24日（金）午前9時15分から正午まで
雑踏警備業務2級	令和4年6月24日（金）午後1時15分から午後5時まで
貴重品運搬警備業務1級	令和4年7月1日（金）午前9時15分から正午まで
貴重品運搬警備業務2級	令和4年7月1日（金）午後1時15分から午後5時まで

(2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6
津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級及び貴重品運搬警備業務1級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」といいます。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

5 受検申請手続等

(1) 提出書類

ア 検定申請書（規則第9条第1項に規定する別記様式第1号） 1通

イ 次の書面のうち該当するもの

(ア) 三重県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。） 1通

(イ) 三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

エ 規則第4条に規定する1級の検定を受けようとする者は次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(1)アに該当する者は、2級検定の合格証明書（検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限ります。）の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各1通

(イ) 3(1)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行

ってください。

(2) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
雑踏警備業務 1 級	令和 4 年 4 月 19 日（火）から同月 22 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
雑踏警備業務 2 級	
貴重品運搬警備業務 1 級	
貴重品運搬警備業務 2 級	

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受検申請の受付場所

郵送又は電話による受付は行っておりません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。

ア 三重県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の 15 分前から開始時間までの間とします。

7 申請手数料

種別及び級	申請手数料
雑踏警備業務 1 級	13,000 円
雑踏警備業務 2 級	13,000 円
貴重品運搬警備業務 1 級	16,000 円
貴重品運搬警備業務 2 級	16,000 円

申請手数料は、検定申請書の提出時に、三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の手数は、還付しません。

8 その他

- (1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。
- (2) 実技試験に際しては、受検票を持参の上、制服等の活動しやすい服装でお越しください。
- (3) 原則、受検する本人が申請してください。
代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。
- (4) 実施場所ではマスクを着用してください。
- (5) 実施場所の受付で検温を行い、体温が 37 度 5 分以上の場合は受検を断ります。この場合でも既納の申請手数料は、還付しません。
- (6) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 2 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

小俣町土地改良区（伊勢市小俣町本町 3 番地）

退任監事

伊勢市小俣町本町 71 番地 2

野口 和 利

就任監事

伊勢市小俣町明野 1233 番地

松本 正 浩

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 2 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 1 月 28 日	伊勢市小俣町湯田 1394-1 ほか 2 筆	伊勢市小俣町湯田 976-4 株式会社橋本自動車工業 代表取締役 橋本 一 喜

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 2 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 課税状況調報告様式変更に伴う総合税システム仕様変更業務委託
- 2 担 当 部 局 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班
- 3 契約の相手方を決定した日 令和 4 年 1 月 7 日
- 4 契 約 の 相 手 方 三重県津市羽所町 700 番地
富士通 J a p a n 株式会社三重支社 支社長 渡邊 真司
- 5 契 約 金 額 42,743,800 円（うち消費税及び地方消費税 3,885,800 円）
- 6 決 定 手 続 随意契約
- 7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>